

2020年(令和2年)度重症心身障害児者及び医療的ケア児者に係る地域資源調査報告書

2021年3月

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター
富山県医療的ケア児者相談・連携推進センター

はじめに

重症心身障害児者及び医療的ケア児者の支援には、地域での連携体制(ネットワーク)の充実が重要である。富山県では当事者への円滑な支援に繋ぐため、2019年(平成31年)度より県厚生部障害福祉課および富山県リハビリテーション病院・こども支援センターのホームページにて、「重症心身障害及び医療的ケアに係る県内の支援機関」を公表している。そこで今回、支援機関の情報を更新し、富山県内における今後の支援体制を検討するための基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を行ったので報告する。

対象および方法

2018年(平成30年)度の調査¹⁾を参考とし、富山県における重症心身障害児者及び医療的ケア児者に係る地域資源調査を行った。対象は、訪問看護ステーション、短期入所、障害児通所支援(児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)、生活介護、居宅介護、重度訪問介護の事業所とし、富山県内全ての事業所管理者宛に調査協力依頼書と質問紙を郵送し、重度心身障害児者および医療的ケア児者の支援状況について回答を依頼した。調査期間は2020年11月6日から2020年11月30日までとした。その後、さらなる回答率の向上を目的に電話での調査を2020年12月17日まで実施した。

調査協力依頼書には、結果の公表の仕方と活用方法を記載し、同意を得た。ただし、重度心身障害児者及び医療的ケア児者のいずれも支援の対象としていない事業所名は公表しないこととした。

調査の回収・分析は、富山県医療的ケア児者相談・連携推進センター(富山県リハビリテーション病院・こども支援センター)が行った。

※障害児通所支援については、児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービスの事業・支援別に集計した。

※現時点で、医療的ケア児者の定義について、法律などにより明確に定められたものはない。そのため、本報告書における「医療的ケア児者」とは、「日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者」を指すこととする。また、ここでいう「医療的ケア」とは、あくまで日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医行為を想定しており、病気の治療のため

の医行為や風邪等に伴う一時的な服薬等は含まない²⁾。

※医行為とは「医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為」とされ、医師法第17条により、医師以外の者は医行為を反復継続する意思をもって行ってはならないとされている。(看護師は、医師の指示のもと医行為の一部を実施。)しかし、平成 23 年の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、一定の研修(喀痰吸引等研修)を修了し、たんの吸引等の業務の登録認定を受けた介護職員等が(以下「認定特定行為業務従事者」という。)、一定の条件の下に特定の医療的ケアを実施できるようになった²⁾。この制度改正を受け、介護職員、保育士等の職員についても、特定の医療的ケアについては法律に基づいて実施することが可能となった。

結果

1 回答率

2020年11月6日から2020年12月17日までの期間内に回答した事業所数での回答率は、99%(605/609事業所)であった。

表1 事業・支援の種類における事業所数と回答率(12月17日現在)

	全事業所数 (うち休止中の 事業所数)	回答事業所 数(休止中を 除く)	回答率
訪問看護ステーション	89(3)	86	100%(86/86)
短期入所	80(2)	78	100%(78/78)
児童発達支援センター (医療型・福祉型)	7	7	100%(7/7)
児童発達支援	65(1)	64	100%(64/64)
放課後等デイサービス	116(1)	115	100%(115/115)
生活介護	142(1)	141	100%(141/141)
居宅介護・重度訪問介護	119(1)	114	97%(114/118)
合計	618(9)	605	99%(605/609)

2 重度心身障害児者もしくは医療的ケア児者の受け入れ状況

重度心身障害児者もしくは医療的ケア児者に対して相談・支援が可能な事業所数は302か所であった。県全体からの割合では、新川圏域が7%、富山圏域が56%、高岡圏域が28%、砺波圏域が9%を占めていた。

表 2 県内 4 圏域(新川・富山・高岡・砺波)における重度心身障害児者もしくは医療的ケア児者の相談・支援が可能な事業所数

	県全域	新川	富山	高岡	砺波
訪問看護ステーション	54	4	28	18	4
短期入所	37	4	18	8	7
児童発達支援センター(医療型・福祉型)	6	1	3	2	0
児童発達支援	41	0	27	14	0
放課後等デイサービス	64	3	35	22	4
生活介護	76	7	45	17	7
居宅介護・重度訪問介護	24	1	14	5	4
合計	302	20	170	86	26

3 2018 年(平成 30 年)度調査結果との比較

重度心身障害児者もしくは医療的ケア児者の相談・支援が可能な事業所数について、2020 年度調査では、2018 年調査より、訪問看護ステーションが 23 事業所、短期入所が 16 事業所、児童発達支援が 19 事業所、放課後等デイサービスが 29 事業所、生活介護が 24 事業所、それぞれ増加した。

なお、児童発達支援センターおよびは居宅介護・重度訪問介護事業所については、2018 年度調査では対象ではなかったため、比較することはできなかった。

表 3～7 に、各事業・支援種類における圏域毎での事業所数の推移を示す。

表 3 訪問看護ステーションの状況

	2018 年度	2020 年度
県全域	31	54
新川	2	4
富山	15	28
高岡	9	18
砺波	5	4

表 4 短期入所の状況

	2018 年度	2020 年度
県全域	21	37
新川	2	4
富山	13	18
高岡	3	8
砺波	3	7

表 5 児童発達支援の状況

	2018 年度	2020 年度
県全域	22	41
新川	0	0
富山	15	27
高岡	7	14
砺波	0	0

表 6 放課後等デイサービスの状況

	2018 年度	2020 年度
県全域	35	64
新川	0	3
富山	26	35
高岡	8	22
砺波	1	4

表 7 生活介護の状況

	2018 年度	2020 年度
県全域	52	76
新川	6	7
富山	29	45
高岡	12	17
砺波	5	7

4 居宅介護・重度訪問介護事業所における認定特定行為の状況

認定特定行為(喀痰吸引等の行為)が可能と回答した居宅介護・重度訪問介護事業所は県全体で 4 事業所であった。

5 訪問看護ステーションにおけるリハビリ専門職の配置状況

リハビリ専門職が配置されている訪問看護ステーション事業所は県全体で 34 事業所であった。圏域別では、新川が 2 事業所、富山が 21 事業所、高岡が 7 事業所、砺波が 4 事業所であった。

アンケートにご協力いただきました富山県内の事業所、関係者の皆様に深謝いたします。

参考

富山県圏域別の人口と内訳（平成30年富山県民手帳より作成）

圏域	市町村	総数(人)	内訳
新川	魚津市、黒部市、入善町、朝日町	120,426	11%
富山	富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町	500,623	47%
高岡	高岡市、氷見市、射水市	310,880	29%
砺波	砺波市、小矢部市、南砺市	129,464	12%
県全域	合計	1,061,393	100%

※四捨五入の関係で、内訳と合計とは必ずしも一致しない。

文献

- 1) 富山県障害福祉課:重症心身障害及び医療的ケアに係る県内の支援機関(平成30年度調査). 富山県障害福祉課ホームページ,
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1209/kj00020566.html
- 2) 保育所における医療的ケア児への支援に関する研究会:医療的ケアが必要な子どもへの支援体制に関する調査研究報告書(厚生労働省平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業).2019(平成31)年3月
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000589023.pdf>